平成２３年（フ）第１９０号
沖縄県宜野湾市字赤道33番地
債務者　諸見里　亮
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月19日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第１９１号
沖縄県宜野湾市普天間１丁目30番18ー102号ミヤギアパート、住民票上の住所沖縄県中頭郡北中城村字安谷屋2162番地
債務者　稲福　　淳
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月19日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第３６５号
静岡県浜松市南区白羽町2785番地の２　中田島団地Ｃ13―403号、前住所静岡県浜松市南区福島町65番地の６
債務者　鈴木　香奈
1　決定年月日時　平成23年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月21日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第３９６号
静岡県浜松市中区和合町1251番地の２　テラスハウス中野２、前住所愛知県知多郡東浦町大字森岡字南陽二区109番地の３
債務者　松平　可子（旧姓篠田）
1　決定年月日時　平成23年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月21日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第３９９号
静岡県浜松市中区蜆塚１丁目18番21号
債務者　松島　義幸
1　決定年月日時　平成23年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月21日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第４００号
静岡県磐田市浜部510番地２
債務者　西原ミオコこと　デ　サレス　アリス　ミオコ　ニシハラ
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月21日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第４１６号
静岡県浜松市北区三方原町495番地の４
債務者　奥田千鶴子
1　決定年月日時　平成23年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月21日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第３７７号
岡山市南区浜野３丁目２番24号
債務者　土井　　静
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３８１号
岡山市中区藤原光町１丁目１番３号　モトリス光町Ａ棟201号
債務者　進東　祐美
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４７７号
岡山市北区七日市西町２番11号　長谷川アパート３Ｆ
債務者　髙田　正治
1　決定年月日時　平成23年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２０５４号
横浜市旭区東希望が丘24番地　エクセル希望105
債務者　竹田光一郎
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２０５５号
横浜市旭区東希望が丘24番地　エクセル希望105
債務者　竹田惠美子
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２０５６号
横浜市保土ケ谷区初音ケ丘38番15号　第２初音荘101号
債務者　石平美代子
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６号
島根県鹿足郡津和野町鷲原ロ７番地２、前住所山口市緑町５番36号ボヌール緑町Ｃ―102号
債務者　入江　良子
1　決定年月日時　平成23年８月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月27日午後１時15分
松江地方裁判所益田支部